

証券コード 3123
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年6月6日)

株 主 各 位

埼玉県川口市前川1丁目1番70号

サイボー株式会社

代表取締役社長 飯塚 榮一

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第100回定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.saibo.co.jp/>

上記の当社ウェブサイトにある「株主・投資家情報」「株主総会関係資料」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をご勘案のうえ、ご来場についてご検討ください。ご来場いただけない場合は、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合には、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県川口市前川1丁目1番70号 当社3階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第100期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 退任取締役に對し退職慰勞金贈呈の件 |

以 上

【議決権の行使等についてのご案内】

3頁から4頁に記載の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

<ご出席される株主様へのお願い>

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、会場における感染防止対策のご協力をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.saibo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



●郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時40分必着



●「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時40分まで

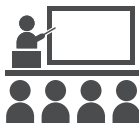


●インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時40分まで

当日ご出席される場合



●株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

- ① スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトへアクセスする

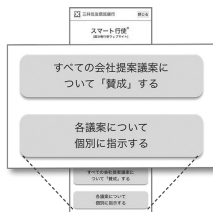


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- ② 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

- ① 議決権行使ウェブサイト
へアクセスする



- ② ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」をご入力ください。



- ③ パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の
「初期パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が緩和され、経済活動が正常化に向け動き始めましたが、原材料やエネルギー価格の高騰による物価上昇や、世界的な金融引締めを背景とした為替相場の急激な変動等もあり、国内景気動向は依然として不透明な状況で推移しております。

当社グループにおける事業環境は、繊維事業では、海外からの製品等仕入れにおいて、円安、原材料高、中国ロックダウンの影響を受けた一方、キャンプ関連商品の需要拡大が継続するなど、取扱品により差が出た事業活動となりました。

不動産活用事業は、大型商業施設「イオンモール川口」を前期にイオンモール(株)に賃貸開始したことから、当期においては通期にわたって業績に寄与しております。また、既存の賃貸物件である「イオンモール川口前川」や病院施設等からの安定した賃貸収入を維持しており、営業収益の安定化が図られております。

この結果、当連結会計年度の売上高は10,182百万円（前期比13.7%増）となりました。営業利益は1,092百万円（前期比69.2%増）となり、経常利益は1,186百万円（前期比60.2%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は733百万円（前期比46.8%増）となりました。

事業別セグメントの概況は次のとおりであります。

[繊維事業]

マテリアル部は、織物販売事業を縮小したものの、原糸販売において市況の回復及び仕入れコスト上昇分の価格転嫁を進めたことから、増収増益となりました。

アパレル部は、主要な取引先である百貨店からのユニフォームの新規受注が減少したことに加え、円安や輸送費の値上げ等の影響によりコスト増となり、減収減益となりました。

アウトドア部は、コロナ禍における行動制限緩和を受け、キャンプ関連需要が高まり、取引先の取扱い商品の売場面積が拡大したこと等により、増収増益となりました。

刺繍レースを扱うフロリア(株)は、服地及び付属レースの国内需要が落ち込み、またエネルギー価格の高騰で工場コストが増加し、減収減益となりました。

昨年5月に設立したサイボークリエイト㈱は、主にプリント加工品の製造・販売を行っております。同事業は第3四半期連結会計期間より開始しておりますが、工場の生産体制を整えるため費用等が先行し、当初計画内の損失を計上しました。

この結果、繊維事業の売上高は5,337百万円（前期比22.9%増）となり、営業利益は13百万円（前期比82.7%減）となりました。

[不動産活用事業]

不動産活用事業は、「イオンモール川口前川」が近隣の大型商業施設に比べ回遊型ショッピングができるという、お客様の利便性と近隣住民の生活環境にあった専門店選びが評価されております。また「イオンモール川口」は、新しい社会環境にあわせた最新型の商業施設として2021年5月よりイオンモール㈱に賃貸を開始し、当期初より売上に寄与したことから、増収に繋がりました。

収益面では、「イオンモール川口前川」は前期からのリニューアル工事が計画通りに完了し費用を計上しておりますが、「イオンモール川口」における不動産取得税等一時的な費用が前期に比べ大幅に減少したことに加え、予定計上しておりました当該費用の金額が確定し費用の一部を戻入れたため、増益となりました。

この結果、不動産活用事業の売上高は3,712百万円（前期比6.1%増）、営業利益は967百万円（前期比151.1%増）となりました。

[ゴルフ練習場事業]

埼玉興業㈱が営む川口・黒浜・騎西の各グリーンゴルフ練習場は、SNSでの情報発信やキャッシュレス化の導入等により、来場者に対して利便性の高いサービスを提供するとともに、感染症対策に万全を期した営業を続けております。しかしながら、当期は新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きをみせ、行動制限が緩和されたことから、お客様のレジャーにおける選択の自由度が増し練習場への来場者が減少し、また水道光熱費等のコストが増加したため減収減益となりました。

この結果、ゴルフ練習場事業の売上高は971百万円（前期比3.5%減）、営業利益は72百万円（前期比46.2%減）となりました。

[その他の事業]

神根サイボー㈱のインテリア施工事業は、一般住宅施工のほか大口物件の受注がありましたが、建築資材等の高騰により増収減益となりました。

この結果、その他の事業の売上高は798百万円（前期比7.5%増）、営業利益は55百万円（前期比7.0%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、451百万円であります。主なものは、期中にサイボークリエイト㈱を設立し工場設備等の投資を実施したことから繊維事業への設備投資が315百万円、大型商業施設の維持管理工事が65百万円、ゴルフ練習場の維持管理工事が55百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、2023年4月から新たに「3カ年中期経営計画」がスタートしました。

その取組みのテーマは、「繊維事業のさらなる収益力強化」、「不動産活用事業の継続的及び積極的な安定収入の確保」、「各事業における新たな取組みへの挑戦」であり、グループ全体としてより付加価値の高い商品やサービスへのシフトを図ってまいります。

繊維事業においては、原糸販売は、サステナビリティを意識した企画に取り組み、リサイクル糸、バイオ糸等の環境に配慮した製品の販売を推進していき、ユニフォーム及びキャンプ関連商品の販売では、抗菌素材等の取扱いを強化させた商品の提供に注力していきます。また、新たに開始したプリント加工品の製造・販売では、工場生産体制を整えるとともに業容の拡大を図り、早期に業績に寄与できるよう取り組んでまいります。

不動産活用事業では、首都圏内に多くの商業施設が点在しているものの、大型商業施設である「イオンモール川口前川」及び「イオンモール川口」は需要圏内でも大規模な商業施設であり、人口が密集する住宅地、幹線道路等の近接性に優れております。このような環境下であっても、競合他社に比べ常に優位性を維持するよう設備の改修、改善を行い、2つの大型商業施設を魅力ある建物として併存させるため、引き続きイオンモール㈱と連携してまいります。また、既存賃貸施設の増床等を検討し、さらなる収益基盤の確保を目指してまいります。

ゴルフ練習場事業は、各種イベントの開催や新しい設備の導入でお客様へのサービス向上を図り、また、女性レッスンプロの活用等で増加傾向にある新規の若年来場者のリピーター化を目指します。

その他の事業では、インテリア施工事業は、一般施工件数を増加させ事業の安定化を推進します。

以上のような各事業の計画を実現させるため、経営理念の「お客様によるこぼれる商品の提供」を事業の基本として、「株主の皆様へ報いる企業価値の向上」への取り組みをさらに推進します。また、働き方改革関連法の施行にともない雇用条件の違いによる待遇差を見直し、社員が実感できる「魅力ある職場づくり」に取り組んでまいります。

当社グループは、業容の拡充と環境配慮・地域貢献との両立による企業価値の向上を第一義として、社会的責任を全うする観点から内部統制システムを充実させ、企業組織の活性化と社員一人ひとりの法令遵守に意を用いて、内外の信頼と評価をさらに高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第97期 2020年3月期	第98期 2021年3月期	第99期 2022年3月期	第100期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高 (百万円)	7,601	6,729	8,958	10,182
経常利益 (百万円)	711	874	740	1,186
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) (△純損失)	△65	587	499	733
1株当たり 当期純利益 (円) (△純損失)	△4.94	44.53	37.81	55.49
総資産 (百万円)	27,351	39,133	42,895	41,847
純資産 (百万円)	15,582	16,611	17,484	18,177
1株当たり純資産額 (円)	1,027.39	1,098.23	1,159.89	1,207.70

(注) 第99期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第99期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
埼玉興業(株)	30百万円	51.56%	ゴルフ練習場の運営、不動産の賃貸
神根サイボー(株)	10百万円	40.00%	インテリア施工
フロリア(株)	74百万円	100.00%	刺繍レースの製造販売
サイボークリエイト(株)	10百万円	100.00%	プリント加工品の製造販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ネットヨタ東埼玉(株)	82百万円	36.58% (18.29%)	自動車販売代理店の経営

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品及び事業内容
繊維事業	ユニフォーム、スポーツ製品、衣料品、販促商品、レーヨン糸、合繊糸、合繊生地、麻生地、刺繍レースの製造販売、アウトドア関連商品、プリント加工品
不動産活用事業	商業施設の賃貸、その他不動産の賃貸、ビルメンテナンス
ゴルフ練習場事業	ゴルフ練習場の運営
その他の事業	インテリア施工、自動車販売代理店の経営

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
当社	本社：埼玉県川口市 東京支店：東京都中央区
埼玉興業(株)	本社：埼玉県川口市
神根サイボー(株)	本社：埼玉県川口市
フロリア(株)	本社：東京都中央区 工場：栃木県那須烏山市
サイボークリエイト(株)	本社：埼玉県川口市 東京営業所：東京都中央区 工場：埼玉県川越市

(9) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
繊維事業	58名	14名
不動産活用事業	3名	一名
ゴルフ練習場事業	25名	3名
その他の事業	5名	一名
全社（共通）	21名	△3名
合計	112名	14名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員119名は含んでおりません。
2. 全社（共通）は、総務及び財務等の管理部門の従業員であります。
3. 前連結会計年度に比べ繊維事業の従業員数が14名、臨時従業員が98名増加しておりますが、これは主にサイボークリエイト(株)を新規設立したこと及び当連結会計年度より臨時従業員の範囲を見直したことによるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社埼玉りそな銀行	7,355百万円
株式会社三井住友銀行	4,600百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,025百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 13,362,079株(自己株式237,921株を除く。)
 (3) 株主数 1,591名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
埼玉不動産株式会社	2,183千株	16.3%
飯塚元一	1,427千株	10.7%
株式会社埼玉りそな銀行	666千株	5.0%
大栄不動産株式会社	664千株	5.0%
むさし証券株式会社	645千株	4.8%
株式会社安藤・間	525千株	3.9%
有限会社エヌ・アイ	500千株	3.7%
株式会社ホテルサイボー	384千株	2.9%
損害保険ジャパン株式会社	374千株	2.8%
大成建設株式会社	351千株	2.6%

(注) 持株比率は、自己株式(237,921株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

	2017年第12回 新株予約権		2018年第13回 新株予約権	
発行決議日	2017年6月28日		2018年6月28日	
区分	取締役(注)1	監査役(注)2	取締役(注)1	監査役(注)2
保有者数	6名	1名	6名	1名
新株予約権の数	190個	30個	190個	30個
新株予約権の目的となる株式の数	19,000株	3,000株	19,000株	3,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	
新株予約権の払込金額	払込を要しない		払込を要しない	
権利行使時1株当たりの行使価額	506円		506円	
権利行使期間	2019年7月27日から 2023年6月28日まで		2020年7月26日から 2024年6月28日まで	
新株予約権の行使の条件	(別記)		(別記)	

	2019年第14回 新株予約権		2020年第15回 新株予約権	
発行決議日	2019年6月27日		2020年6月26日	
区分	取締役(注)1		取締役(注)1	
保有者数	5名		6名	
新株予約権の数	190個		210個	
新株予約権の目的となる株式の数	19,000株		21,000株	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	
新株予約権の払込金額	払込を要しない		払込を要しない	
権利行使時1株当たりの行使価額	437円		429円	
権利行使期間	2021年7月26日から 2025年6月27日まで		2022年7月28日から 2026年6月26日まで	
新株予約権の行使の条件	(別記)		(別記)	

	2021年第16回 新株予約権	2022年第17回 新株予約権
発行決議日	2021年6月29日	2022年6月29日
区分	取締役(注)1	取締役(注)1
保有者数	8名	8名
新株予約権の数	250個	290個
新株予約権の目的となる株式の数	25,000株	29,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	494円	450円
権利行使期間	2023年7月28日から 2027年6月29日まで	2024年7月27日から 2028年6月29日まで
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)

(注)1. 社外取締役分は含まれておりません。

(注)2. 監査役については取締役在任中に付与したものであります。

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了により退任した場合その他当社が認めた正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ③ その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約にて定めるものとする。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況付与しておりません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
飯塚 榮一	代表取締役社長	
飯塚 将	専務取締役	不動産事業本部統括兼不動産開発事業部長
飯塚 豊	常務取締役	管理本部統括兼総務部長
飯塚 博文	取締役	埼玉興業(株)代表取締役社長
飯塚 元一	取締役	埼玉栄不動産(株)代表取締役社長 (株)ホテルサイボー代表取締役社長
浅香 祐司	取締役	繊維事業本部長兼マテリアル部長 日宇産業(株)代表取締役会長
伊藤 素典	取締役	繊維事業本部アパレル部長
白田 浩二	取締役	管理本部財務部長
西原 京子	取締役	
嶋田 昌美	取締役	
村木 徹	常勤監査役	(株)ピククルスホールディングス社外監査役
錦戸 景一	監査役	弁護士 (株)日本M&Aセンターホールディングス社外取締役
藤井 孝男	監査役	

- (注) 1. 西原京子氏及び嶋田昌美氏は、社外取締役であります。
 2. 村木徹氏及び錦戸景一氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役藤井孝男氏は、当社内の経理部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役西原京子氏、取締役嶋田昌美氏及び監査役村木徹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. 飯塚剛司氏は、2022年10月11日をもって逝去により取締役会長を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会で定めています。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、「基本報酬」、「株式報酬」及び「役員退職慰労金」で構成する固定報酬を基本的枠組みにしています。「基本報酬」は、各役位の職務に対して毎月固定額を支給する報酬であり、「株式報酬」は、毎年、ストックオプションを付与するもので付与数は役位に応じて決定します。「役員退職慰労金」は、長期的なインセンティブを目的に毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給する報酬です。また、これらの支給割合は、役位・職責、業績を総合的に勘案して設定されます。

取締役報酬の決定方法については、株主総会決議により取締役の報酬等の限度額を決定します。報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、代表権の有無、役職、業績、社会水準等を総合的に勘案し決定します。役員退職慰労金については、「役員退職慰労金規程」に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により決定します。

なお、取締役の個別報酬については、代表取締役の試案に基づき、社外役員が半数以上を占める任意の諮問委員会（指名・報酬諮問委員会）において、十分な審議のうえで、取締役会に答申しています。取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が試案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬は、固定報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額の範囲内で、各監査役が常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年6月29日であり、決議の内容は、年額報酬額を2億200万円以内（うち社外取締役分は年額300万円以内）及びかかる年額報酬額とは別にストックオプションによる報酬等の額として各事業年度につき200万円以内（うち社外取締役分は100万円以内）です。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。また、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）です。

当社の監査役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2008年6月27日であり、決議の内容は、年額報酬額を300万円以内です。また、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役4名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役会は、取締役の報酬等の額の決定過程において、各取締役の支給額を代表取締役社長飯塚榮一に一任する議案を決議しています。取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長飯塚榮一が、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ決定します。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したからです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	160 (7)	151 (7)	0 (—)	8 (0)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (19)	21 (18)	— (—)	0 (0)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
4. 上記のほか、2022年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は、社外取締役1名 0百万円であります。なお、当事業年度並びに当事業年度以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

⑤ 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に對して新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容及びその付与状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外監査役村木徹氏は㈱ピククルスホールディングスの社外監査役であり、社外監査役錦戸景一氏は㈱日本M&Aセンターホールディングスの社外取締役であります。なお、社外監査役が兼務する2社の企業と当社の間での取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	西原 京子	取締役会12回の全てに出席し、特に金融に関する幅広い知見とリスクマネジメントの観点からの確かな発言を行うなど適切に役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した観点から適宜必要な助言を行っております。
社外取締役	嶋田 昌美	就任後開催の取締役会9回の全てに出席し、特に他の事業会社での経営に関する経験と財務会計における深い知見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性を確保する発言を行い、社外取締役に期待される役割を果たしております。
社外監査役	村木 徹	取締役会12回の全てに出席し、独立した立場から豊富な経営に関する経験とリスク管理における幅広い知見を活かし適宜質問し意見を述べております。監査役会15回の全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、独立した観点から適宜必要な助言を行っております。
社外監査役	錦戸 景一	取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。監査役会15回の全てに出席し監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ① 会計監査人としての報酬等の額 | 37百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の
合計額 | 37百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,279,416	流動負債	2,851,940
現金及び預金	2,806,151	支払手形及び買掛金	670,429
受取手形、売掛金及び契約資産	1,350,417	短期借入金	300,000
有価証券	188,229	1年内返済予定長期借入金	1,068,940
棚卸資産	1,760,729	未払法人税等	50,279
その他	175,840	賞与引当金	53,176
貸倒引当金	△1,951	役員賞与引当金	6,230
固定資産	35,568,549	その他	702,885
有形固定資産	30,256,754	固定負債	20,818,175
建物及び構築物	21,962,371	長期借入金	13,701,927
機械装置及び運搬具	12,365	役員退職慰労引当金	265,201
工具器具及び備品	107,747	退職給付に係る負債	182,145
土地	7,910,358	長期預り保証金	5,584,844
リース資産	263,911	資産除去債務	720,173
無形固定資産	7,201	繰延税金負債	84,118
投資その他の資産	5,304,593	その他	279,764
投資有価証券	4,944,205	負債合計	23,670,115
繰延税金資産	67,234	(純資産の部)	
その他	337,983	株主資本	15,038,236
貸倒引当金	△44,829	資本金	1,402,000
		資本剰余金	825,348
		利益剰余金	13,054,462
		自己株式	△243,574
		その他の包括利益累計額	922,646
		その他有価証券評価差額金	870,576
		繰延ヘッジ損益	47,061
		退職給付に係る調整累計額	5,007
		新株予約権	4,843
		非支配株主持分	2,212,124
		純資産合計	18,177,850
資産合計	41,847,966	負債及び純資産合計	41,847,966

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,182,253
売 上 原 価		7,787,161
売 上 総 利 益		2,395,091
販売費及び一般管理費		1,302,770
営 業 利 益		1,092,320
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	84,957	
持分法による投資利益	104,610	
そ の 他	65,019	254,587
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	102,116	
デリバティブ評価損	27,378	
有価証券売却損	18,991	
そ の 他	11,545	160,032
経 常 利 益		1,186,875
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	899	899
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	23,081	23,081
税金等調整前当期純利益		1,164,693
法人税、住民税及び事業税	138,606	
法人税等調整額	245,669	384,275
当 期 純 利 益		780,417
非支配株主に帰属する当期純利益		47,208
親会社株主に帰属する当期純利益		733,209

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2023年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,699,678	流動負債	2,191,151
現金及び預金	1,475,347	支払手形	210,366
受取手形	151,563	買掛金	361,615
売掛金	1,019,218	1年内返済予定長期借入金	1,011,724
有価証券	188,229	未払金	66,264
棚卸資産	1,673,303	未払費用	34,933
短期貸付金	99,800	未払法人税等	40,557
その他の貸倒引当金	116,192	賞与引当金	39,532
固定資産	31,151,960	その他の 固定負債	426,157
有形固定資産	27,777,404	固定負債	21,391,196
建物	20,790,224	長期借入金	14,579,257
構築物	305,697	リース債務	52,204
車両及び運搬具	1,995	退職給付引当金	151,471
工具器具及び備品	21,324	役員退職慰労引当金	193,883
土地	6,567,659	長期預り保証金	5,599,448
リース資産	90,503	繰延税金負債	84,118
無形固定資産	2,318	長期前受収益	66,836
ソフトウェア	2,318	資産除去債務	663,975
投資その他の資産	3,372,236	負債合計	23,582,348
投資有価証券	3,011,743	(純資産の部)	
関係会社株式	89,540	株主資本	11,493,196
出資金	400	資本金	1,402,000
関係会社長期貸付金	254,745	資本剰余金	825,348
その他の貸倒引当金	270,637	資本準備金	825,348
	△254,829	利益剰余金	9,376,375
		利益準備金	266,398
		その他利益剰余金	9,109,977
		固定資産圧縮積立金	81,236
		特別償却準備金	11,005
		別途積立金	7,569,000
		繰越利益剰余金	1,448,735
		自己株式	△110,527
		評価・換算差額等	771,251
		その他有価証券評価差額金	724,189
		繰延ヘッジ損益	47,061
		新株予約権	4,843
		純資産合計	12,269,290
資産合計	35,851,639	負債及び純資産合計	35,851,639

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
売 上 高	5,106,325	
不 動 産 賃 貸 収 入	3,682,606	8,788,931
売 上 原 価		
売 上 原 価	4,374,080	
不 動 産 賃 貸 費 用	2,189,886	6,563,966
売 上 総 利 益		2,224,965
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,153,293
営 業 利 益		1,071,672
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	84,404	
有 価 証 券 売 却 益	18,013	
そ の 他	33,154	135,572
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	109,727	
有 価 証 券 売 却 損	18,991	
デ リ バ テ ィ ブ 損 失	27,378	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	21,200	
そ の 他	10,609	187,906
経 常 利 益		1,019,337
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	899	899
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	23,081	23,081
税 引 前 当 期 純 利 益		997,155
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	116,577	
法 人 税 等 調 整 額	203,172	319,749
当 期 純 利 益		677,405

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

サイボー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

さいたま事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 桃 木 秀 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 邊 康 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

サイボー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

さいたま事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃 木 秀 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 康 一 郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

サイボー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	村 木 徹 印
社外監査役	錦 戸 景 一 印
監査役	藤 井 孝 男 印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績に応じた利益還元を勘案し、増配することといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額106,896,632円

(中間配当金1株につき7円を加えた年間配当金は1株につき15円となります。)

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役飯塚将、飯塚豊、飯塚元一、浅香祐司、白田浩二の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と決断力を有しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	飯塚将 (1965年5月23日生)	1999年2月 当社入社 2011年7月 当社不動産開発事業部長就任 2013年6月 当社取締役不動産開発事業部長就任 2019年6月 当社常務取締役不動産開発事業部長就任 2020年8月 当社常務取締役不動産事業本部統括兼不動産開発事業部長就任 2021年6月 当社専務取締役不動産事業本部統括兼不動産開発事業部長就任(現任)	249,700株
2	飯塚豊 (1965年11月1日生)	1993年3月 当社入社 2011年7月 当社東京支店支店長就任 2013年6月 当社取締役東京支店支店長就任 2014年6月 当社取締役東京支店支店長兼総務部担当就任 2016年12月 当社取締役総務部長兼ギフト事業部長就任 2019年6月 当社常務取締役総務部長兼ギフト事業部長就任 2020年8月 当社常務取締役管理本部統括兼総務部長兼内部統制室長就任 2021年6月 当社常務取締役管理本部統括兼総務部長就任(現任)	94,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	飯塚元一 (1961年5月20日生)	1992年12月 埼玉不動産㈱取締役就任 2001年12月 同社代表取締役専務就任 2007年6月 当社取締役就任（現任） 2011年12月 埼玉不動産㈱代表取締役社長就任 （現任） <重要な兼職の状況> 埼玉不動産㈱代表取締役社長 ㈱ホテルサイボー代表取締役社長	1,427,150株
4	浅香祐司 (1963年1月20日生)	1985年3月 当社入社 2011年7月 当社繊維事業本部営業第三グループ 部長就任 2016年7月 当社繊維事業本部マテリアル部長就 任 2017年6月 当社取締役繊維事業本部マテリアル 部長就任 2021年6月 当社取締役繊維事業本部長兼マテリ アル部長就任（現任） <重要な兼職の状況> 日宇産業㈱代表取締役会長	1,000株
5	白田浩二 (1964年12月16日生)	1988年4月 ㈱埼玉銀行（現㈱埼玉りそな銀行） 入行 2008年4月 ㈱埼玉りそな産業協力財団産学連携 推進室長就任 2016年4月 ㈱埼玉りそな銀行鳩ヶ谷支店長就任 2020年4月 当社入社 2020年8月 当社管理本部財務部長就任 2021年6月 当社取締役管理本部財務部長就任 （現任）	1,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役の構成（第2号議案が承認された場合）

・当社取締役に求める専門性及び経験

役職	氏名	社外役員	企業経営	営業・ 業界知見	財務会計・ 金融	法務・ リスク管理	ESG・ サステナビ リティ
代表取締役社長	飯塚榮一		○	○	○	○	○
専務取締役	飯塚 将			○		○	○
常務取締役	飯塚 豊			○		○	○
取締役	飯塚博文		○			○	○
取締役	飯塚元一		○	○	○		
取締役	浅香祐司		○	○			○
取締役	伊藤素典			○		○	○
取締役	白田浩二			○	○	○	
取締役	西原京子	○			○	○	
取締役	嶋田昌美	○	○		○		

（注）上記は、各取締役が有する全ての専門性及び経験を表すものではありません。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2022年10月11日に逝去により取締役を退任されました飯塚剛司氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社「役員退職慰労金規程」に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定され、事業報告16頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断するものであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
飯塚 剛司	1974年5月 当社取締役就任
	1984年6月 当社常務取締役就任
	1992年7月 当社専務取締役就任
	1997年6月 当社代表取締役専務取締役就任
	2003年6月 当社代表取締役社長就任
	2021年6月 当社取締役会長就任
	2022年10月 逝去により取締役会長を退任

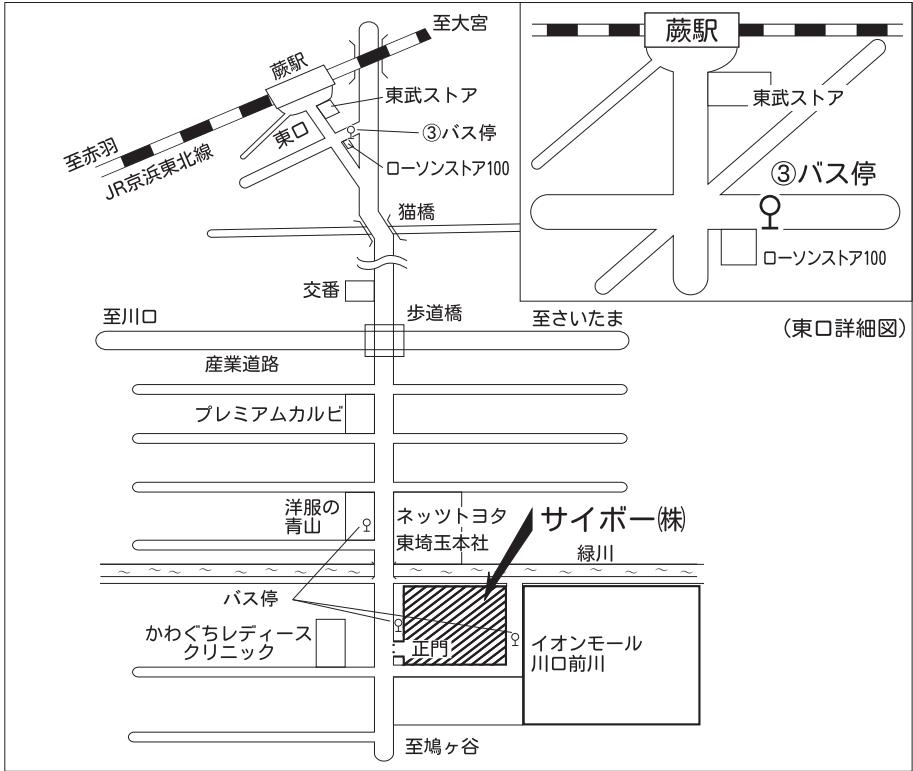
以上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県川口市前川1丁目1番70号

サイボー株式会社

当社3階会議室



最寄駅

JR京浜東北線 蕨駅東口下車 約2km

国際興業バス蕨駅東口③バス停

- ・(蕨03) 鳩ヶ谷駅経由 新井宿駅行き
- ・(SC01) イオンモール川口前川行き イオンモール川口前川下車